

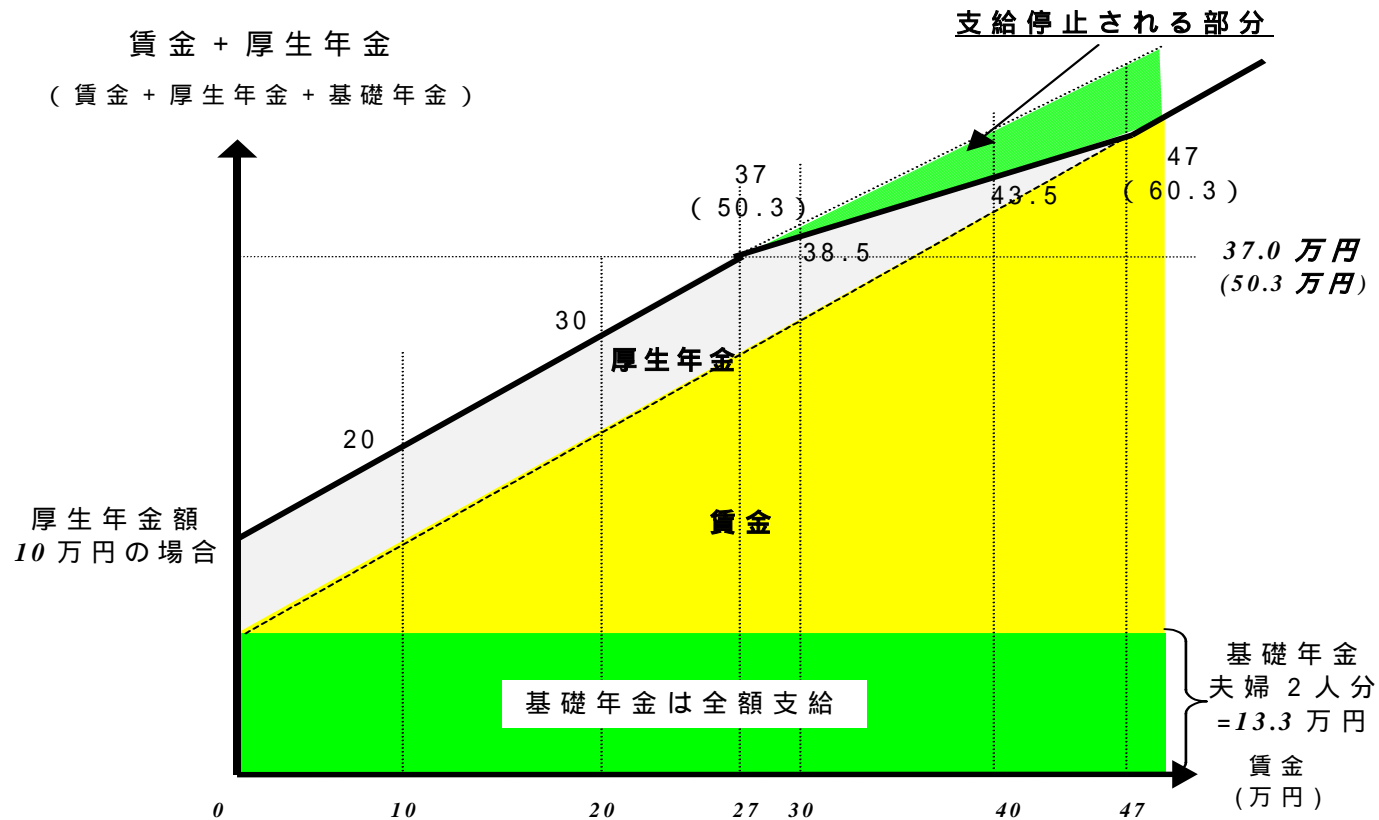
70歳以上の在職老齢年金制度

【平成19年4月～】

70歳以上の被用者の厚生年金給付

賃金と老齢厚生年金の合計額が、現役男子被保険者の平均的賃金を上回る場合には、老齢厚生年金の全部又は一部の支給停止を行う。

保険料負担は求めない。



平成16年4月から総報酬制導入により37万円 48万円